

## [資料] 山口宇部空港消防救難隊設置業務要領

平成17年10月31日制定

### 1 目的

この要領は、山口宇部空港（以下「空港」という。）における航空機事故及び火災その他災害の発生、並びにその周辺における航空機事故の発生、又はそれらの恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に当たっての人命救助を目的とする山口宇部空港消防救難隊（以下「消防救難隊」という。）が一貫した消防・救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### 2 消防救難隊の設置

山口県山口宇部空港事務所長（以下「所長」という。）は、消防救難隊を設置するものとする。

### 3 組織及び編成

- (1) 消防救難隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって組織する。
- (2) 隊長は、所長をもってあて、消防救難隊を総括する。
- (3) 副隊長は、国土交通省大阪航空局山口宇部空港出張所長、山口宇部空港ビル株式会社代表取締役社長、全日本空輸株式会社山口宇部空港所長、株式会社日本航空インターナショナル山口宇部空港所長をもってあて、隊長へ必要な助言を行うとともに、隊長を補佐する。なお、隊長に事故があるときは、国土交通省大阪航空局山口宇部空港出張所長がその任務を代理する。
- (4) 隊員は、隊長及び副隊長を除く別表1に掲げる機関（以下「消防救難隊所属機関」という。）の職員をもってあて、隊長の指揮のもとに消防・救難活動を行う。
- (5) 消防救難隊は、別表1に掲げる班により編成し、班にはそれに付記する消防救難隊所属機関をもってあてる。
- (6) 各班に班長をおき、緊急事態の態様に応じて隊長が指名する隊員をもってあて、班を統括する。

### 4 緊急事態の通報、消防救難隊出動の連絡等

- (1) 航空管制運航情報官（タワー）の通報
  - ① 緊急事態を認知した航空管制運航情報官（タワー）は、直ちに緊急事態の状況等必要な情報をクラッシュホンにより航空管制運航情報官室及び山口県山口宇部空港事務所（以下「県事務所」という。）、山口宇部空港消防隊（以下「空港消防隊」という。）に通報する。
- (2) タワー以外の者又は機関の通報
  - ① 緊急事態を認知した前①以外の者又は機関は、直ちに緊急事態の状況等必要な情報を直接又は所属する機関を通じて、電話等により県事務所（内線505、電話21-5841）に通報する。
  - ② 通報後に、自身に危害が及ばない範囲において被害の拡大防止及び情報の収集に努める。また、状況に応じてその他の空港職員に協力、援助を求める。
- (3) 県事務所の通報、連絡
  - ① 緊急事態を認知した者より通報を受け、空港消防隊を除く隊員の待機又は出動を要する場合は、直ちに別表2の山口宇部空港消防救難隊等連絡系統図（以下「連絡系統図」という。）のとおり電話及び防災無線により消防・救難に関する関係機関（以下「消防救難関係機関」という。）に緊急事態の通報を行うとともに、消防救難隊所属機関に隊員の待機又は出動の連絡を行う。なお、連絡系統図は運用時間内又は営業時間内等の通報・連絡先であり、運用時間外又は営業時間外等の通報・連絡先は、別に定める山口宇部空港航空犯罪等対策要領（以下「航空犯罪等対策要領」という。）に基づき作成した連絡系統の通報・連絡先とする。また、屋外の非常用サイレンを警笛するものとする。

② 空港利用者及び空港職員等の生命、身体を危機にさらす恐れがある場合又は緊急の対応を要する場合等においては、山口宇部空港ビル株式会社又は定期便運航の航空会社に依頼し、構内の一斉放送により緊急連絡を行う。

(4) 消防救難隊所属機関の連絡

- ① 県事務所から隊員の待機又は出動の連絡を受けた消防救難隊所属機関のうち次の消防救難隊所属機関への連絡がある機関は、直ちにその旨を連絡系統図に基づき連絡する。
- ② 連絡系統図を所属事業所の見やすい場所に掲出する等により所属職員に周知するとともに、あらかじめそれぞれの所属において連絡網等を整備し、県事務所又は他の消防救難隊所属機関より連絡を受けたときは、必要に応じて所属職員に連絡しなければならない。

(5) その他事項

連絡系統図の記載内容に変更を生じた消防救難隊所属機関は、速やかに変更内容を県事務所に報告するとともに、県事務所は連絡系統図を修正し、必要な消防救難隊所属機関に配布する。

5 消防・救難活動

(1) 出動準備

① 消防救難隊の出動は次のとおりとする。

区分	出 動 事 由	出 動 の 態 様
第1種出動 (待機)	1 空港における滑走路視距離が 1,200m 以下になった場合	(1) 空港消防隊は、消防車庫前において待機 (2) その他隊員は、1 のときは隊長の指示に応じて待機、2・3 のときはAエプロン6番スポットにおいて待機 (3) 協力班は前記に関わらず隊長の指示に応じて待機
	2 航空管制運航情報官から待機の必要のある旨の情報を受けた場合	
	3 空港において火災その他災害の発生の恐れがある場合	
	4 空港周辺において火災その他災害が発生し、空港運用に影響がある場合	(1) 隊長の指示する場所において待機
	5 その他隊長が必要と認めた場合	
第2種出動 (危険発生)	1 航空管制運航情報官から航空機に関し重大な故障等の発生又はその恐れがある旨の通報を受けた場合	(1) 空港消防隊は、緊急時待機位置(別図「消防車両待機位置図」のとおり)に出動し、航空機の着陸後に追尾 (2) その他隊員は、各班の集合場所に出動
	2 その他隊長が必要と認めた場合	(1) 隊長の指示する場所に出動
第3種出動 (事故発生)	1 空港において航空機事故が発生した場合	(1) 空港消防隊は、事故等発生現場に出動 (2) その他隊員は、各班の集合場所に集合し、事故等発生現場に出動
	2 空港において火災その他災害が発生した場合	
	3 空港周辺において航空機事故が発生した場合	(1) 隊長の指示する場所に集合し、事故等発生現場に出動

② ①における「隊長の指示に応じて待機」とは、出動事由に関わらず隊長が状況に応じて待機の指示を行い、またその場合の待機場所も隊長の指示によるものとする。

③ ①における「隊長の指示する場所」とは、隊長が緊急事態の態様に依拠して待機又は集合、出動の場所を指示するが、原則的には空港消防隊は消防車庫前とし、その他隊員は山口宇部空港国際線ターミナルビル(以下「国際線ビル」という。)のチケットロビー(1階)とする。

④ ①における「各班の集合場所」とは、原則として次のとおりとする。

ア 通報連絡班

隊長の指示により各機関事務室又は総合本部、現場本部、各班の待機、集合、出動場所等に、分散する。なお、県事務所を除く機関は、隊長の指示がないときは、その機関の事務室等とする。

イ 消火班

空港消防隊を除くその他隊員は、消防車庫とする。

ウ 救護班

Aエプロン6番スポットとする。

エ 警戒班

山口宇部空港グリッドマップ又は航空犯罪等対策要領別図2に示す緊急車両出入口（W3ゲート）とする。

オ 協力班

国際線ビルのチケットロビー（1階）とする。

(2) 総合本部及び現場本部の設置等

① 空港消防隊を除く隊員の待機及び出動を要するときは、原則として総合本部を国際線ビルにある県事務所会議室に設置し、消防救難隊に関する総合的調整及び全般的指揮、並びに消防救難関係機関との総合的調整を行うものとする。

② 総合本部は、隊長、副隊長及び隊長が指名する隊員、並びに消防救難関係機関職員で構成する。

③ 隊長は、緊急事態の態様に応じて現場本部を設置し、各班活動の現地調整及び現地指揮、並びに消防救難関係機関との現地調整を行うものとする。なお、設置に当たっては、現場状況及び気象状況、地形状態を考慮して設置し、かつ迅速に移動可能なものとする。

④ 現場本部に現場指揮官をおき、原則として県事務所次長をもってあて、現場本部を総括する。なお、この者が不在のとき又は事故があるときは、隊長が指名する隊員がその任務を代理する。

⑤ 現場で従事する隊員は、現場本部を設置したときは、前項までの記述に関わらず現場指揮官の指揮のもとに消防・救難活動を行う。ただし、現場での指揮権を消防機関及び警察機関へ委譲したときは、この機関の指揮のもとに消防・救難活動を行うものとする。

⑥ 隊長は、消防・救難活動を継続させる必要がなくなったときは、副隊長及び消防救難関係機関職員の意見を聞いて、隊員の撤収を指示するとともに、総合本部及び現場本部を解散する。

(3) 各班の活動

隊員は、関係法令に定めるものによるほか、この要領に基づき活動するものとする。

① 通報連絡班

ア 消防救難隊所属機関及び消防救難関係機関への通報、連絡

初期通報・連絡を直ちに連絡系統図により行い、また現場及び消防・救難活動の状況等を速やかに総合本部又は各班若しくは消防救難関係機関に連絡する。

イ 情報の収集及びとりまとめ

総合本部において現場及び消防・救難活動の状況等の情報を収集し、とりまとめる。

ウ 総合本部及び現場本部の設営

航空犯罪等対策要領に規定する通信機器等の配備、通信手段の確保等を行う。

エ 乗客避難場所等の確保

緊急事案の態様に応じて乗客の避難場所、遺体の安置所、遺族及び乗客の家族並びに報道関係者の待機場所を確保する。なお、原則的には航空犯罪等対策要領に規定する場所とする。

オ 遺族及び乗客の家族への報告、又は報道関係者への発表

消防救難隊所属機関及び消防救難関係機関の上部機関等と協議、調整のうえ行う。なお、報告又は発表の内容に応じて他の班に属する期間の者が同席することが適当と認められるときは、隊長の要請により報告又は発表の席に当該者は同席する。

カ その他各班に属さない業務

② 消火班

ア 消火作業

航空局が平成 17 年 9 月 7 日に策定した「飛行場における消火救難体制の整備基準」第 5 章に従い、空港消防隊員が実施する。

イ 医療資器材搬送者の配備

現場指揮官の指示する場所に、空港消防隊が配備する。

ウ 消火薬剤等の準備

消防車庫内に保管している消火薬剤及び機体破壊器具を速やかに使用できるよう準備する。

③ 救護班

ア 乗客・乗員の誘導及び搬送

避難又は救出された無傷の乗客・乗員を現場指揮官が指示した安全な場所又は避難場所に誘導するとともに、避難又は救出された負傷者に現場指揮官より交付されたトリアージタグを取り付け、また消防救難関係機関職員の指示により救護所又は現場救護所（エアーテント）等に誘導又は搬送する。

イ エアーテントの設営

現場指揮官及び空港消防隊員の指示により医療資器材搬送車に積載しているエアーテントを設営する。

ウ 医療資器材の設置

現場指揮官の指示により医療資器材搬送車に積載している医療資器材を設置する。

④ 警戒班

ア 緊急車両出入口の管理

緊急車両出入口（W3 ゲート）において、消防救難関係機関の車両の出入りにあたり、ゲートの開閉等の管理を行う。

イ 消防救難関係機関の誘導

消防救難関係機関の車両の誘導を行う。

⑤ 協力班

ア 隊長の要請する緊急事案の態様に応じた対策の推進

イ 隊長の要請する各班の協力

(4) 消火及び医療資器材等

消火及び医療資器材等は、消防救難隊所属機関の所有する別表 3 に掲げる資材をもってあてる。なお、消防救難隊所属機関は、所有する消火及び医療資器材等の点検整備を定期的実施するものとする。

(5) 隊員の標示

隊員は、隊員の識別のためそれぞれの機関において定められた服装又は腕章等を着用するように努めなければならない。

6 緊急事態の初動措置

所長は、緊急事態の態様から航空機の安全な航行が確保できないと認められるときは、国土交通省大阪航空局山口宇部空港出張所に滑走路閉鎖ノータムの発行を依頼し、また状況に応じて空港閉鎖の措置をとる。

## 7 訓練

### (1) 空港消防隊

空港消防隊は、飛行場消防業務を的確に実施するため、次のとおり必要な訓練を受けるものとする。

#### ① 訓練の種類

ア 訓練の種類は、初級訓練及び中級訓練とし、初級訓練とは飛行場消防業務に関する制度、機材の用法、整備に関する基礎的な知識及び技能を修得するための訓練をいい、中級訓練とは飛行場消防緊急業務を遂行するための火災の制御、機材の配置運用に関する知識及び技能を修得するための訓練をいう。

イ 初級訓練及び中級訓練の内容は、次のとおりとする。

種類		科目
初級訓練(1)	学科	関係機関との消防協定、消防車両操法、航空機火災消火方法、空港地理等
	実技	出動訓練、通信訓練、消防車両操法実習、航空機火災消火演習、消火水利施設検分、飛行場地理検分、防火衣取扱い等
初級訓練(2)	学科	飛行場消防関連法規及び制度、消防車両構造、消防機材一般、航空機機体構造、救急手当等
	実技	消防車両実車検分、航空機実機検分、救急手当実習等
中級訓練	学科	飛行場概論、火災化学、消火薬剤、消防戦術、空港ビルの防火管理、指令業務、救助方式等
	実技	消防戦術図上演習、救助方式実習等

#### ② 訓練の実習等

ア 訓練の対象者は、初級訓練については新たに従事する空港消防隊員とし、中級訓練については初級訓練を終了した後、一定期間以上の実務経験を経た者とする。

イ 訓練は、飛行場消防通常業務の一環として実施するものとする。

ウ 初級訓練(1)を実施させるための訓練担当者を、空港消防隊長及び同副隊長とする。

エ 訓練担当者は、訓練を受けるべき空港消防隊員の人数、配置機材等を勘案して訓練実施計画を定め、隊長の承認を得てその実行を図る。

### (2) 消防救難隊及び消防救難関係機関

① 隊長は、年1回以上隊員による消防救難訓練を実施する。

② 隊長は、年1回消防救難隊及び消防救難関係機関による総合消防救難訓練を実施する。

## 8 その他諸対策推進体制との連携

その他要領等の規定により空港関係機関が連携並びに協力して諸対策を推進する必要があるときは、この要領の規定に関わらず状況に応じた柔軟な体制を確保し、かつ消防・救難活動を推進する。

## 9 その他

関係法令及びこの要領で定めるもののほか消防救難隊の運用については、関係機関と協議のうえ定める。

### 附 則

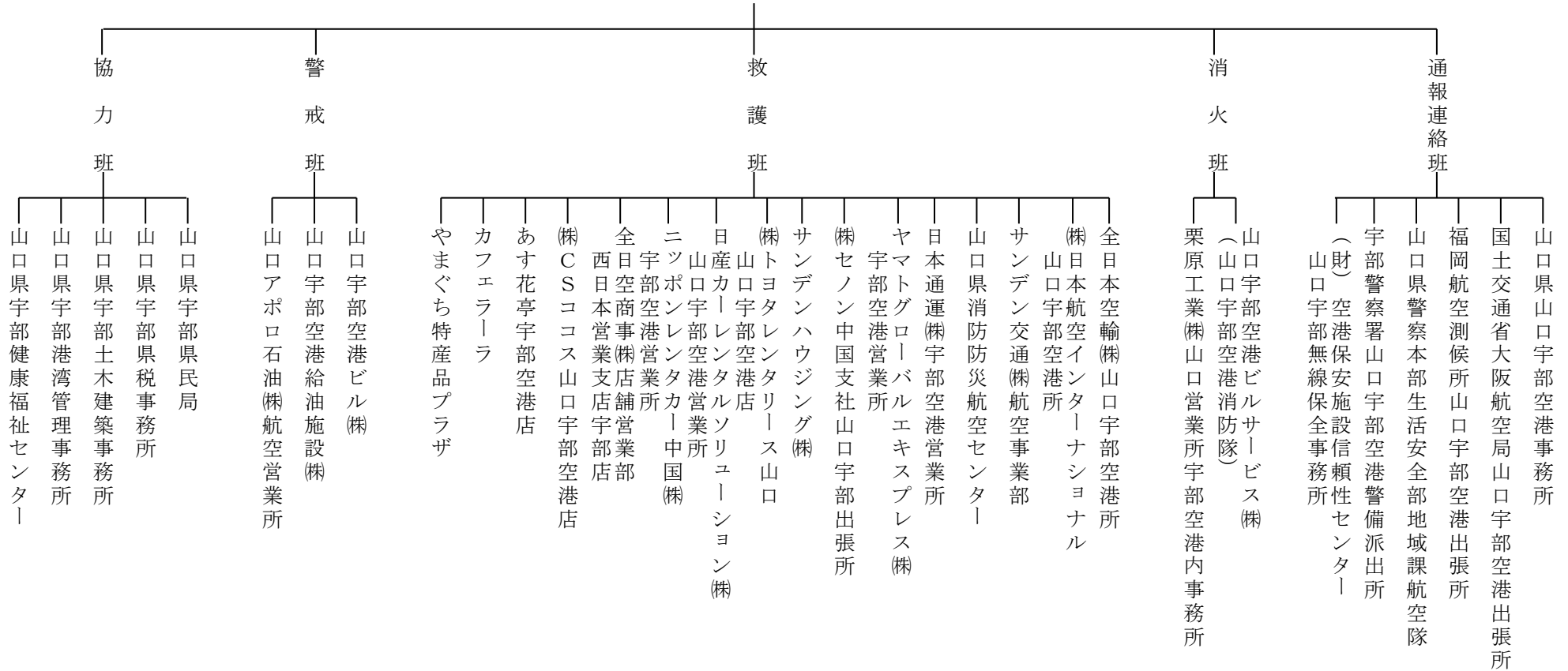
1 この要領は、別に定める日から施行する。

2 山口県山口宇部空港災害対策要綱及び同実施要領は、この要領の施行日をもって廃止する。

別表1

# 山口宇部空港消防救難隊

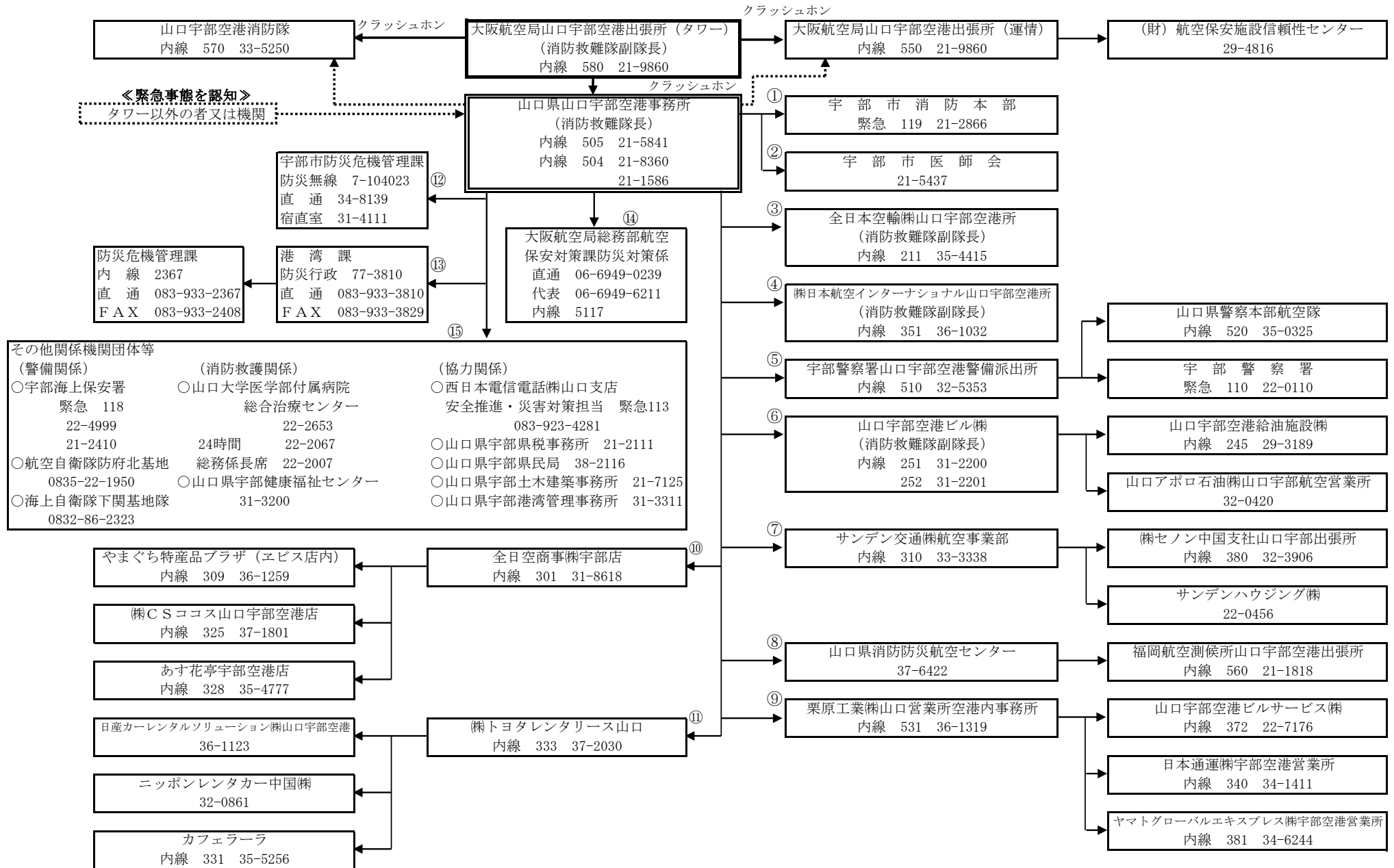
隊	長	山口県山口宇部空港事務所	所	長
副	長	国土交通省大阪航空局山口宇部空港出張所	所	長
副	長	山口宇部空港ビル(株)	代表取締役	社長
副	長	全日本空輸(株)	山口宇部空港所	所
副	長	(株)日本航空インターナショナル	山口宇部空港所	所



(注) 緊急事態発生における初動活動であり、警察署、消防署等の活動開始後は、これに協力するものとする。

別表2

山口宇部空港消防救難隊等連絡系統図



注意 1 クラッシュホンはタワーにおいて緊急事態を認知したときの初期通報を示し、波線はタワー以外において緊急事態を認知したときの初期通報を示す。

2 次の機関への連絡がある機関は、直ちに次の機関に連絡する。

3 ①～⑮の数值は、原則として山口県山口宇部空港事務所が行う通報、連絡の優先順位を示す。

4 この連絡系統は運用時間内又は勤務時間内等の通報・連絡先であり、運用時間外又は勤務時間外等の通報・連絡先は山口宇部空港航空犯罪等対策要領に基づき作成した連絡系統の枠内波線より下段の通報・連絡先とする。

別表 3 - 1

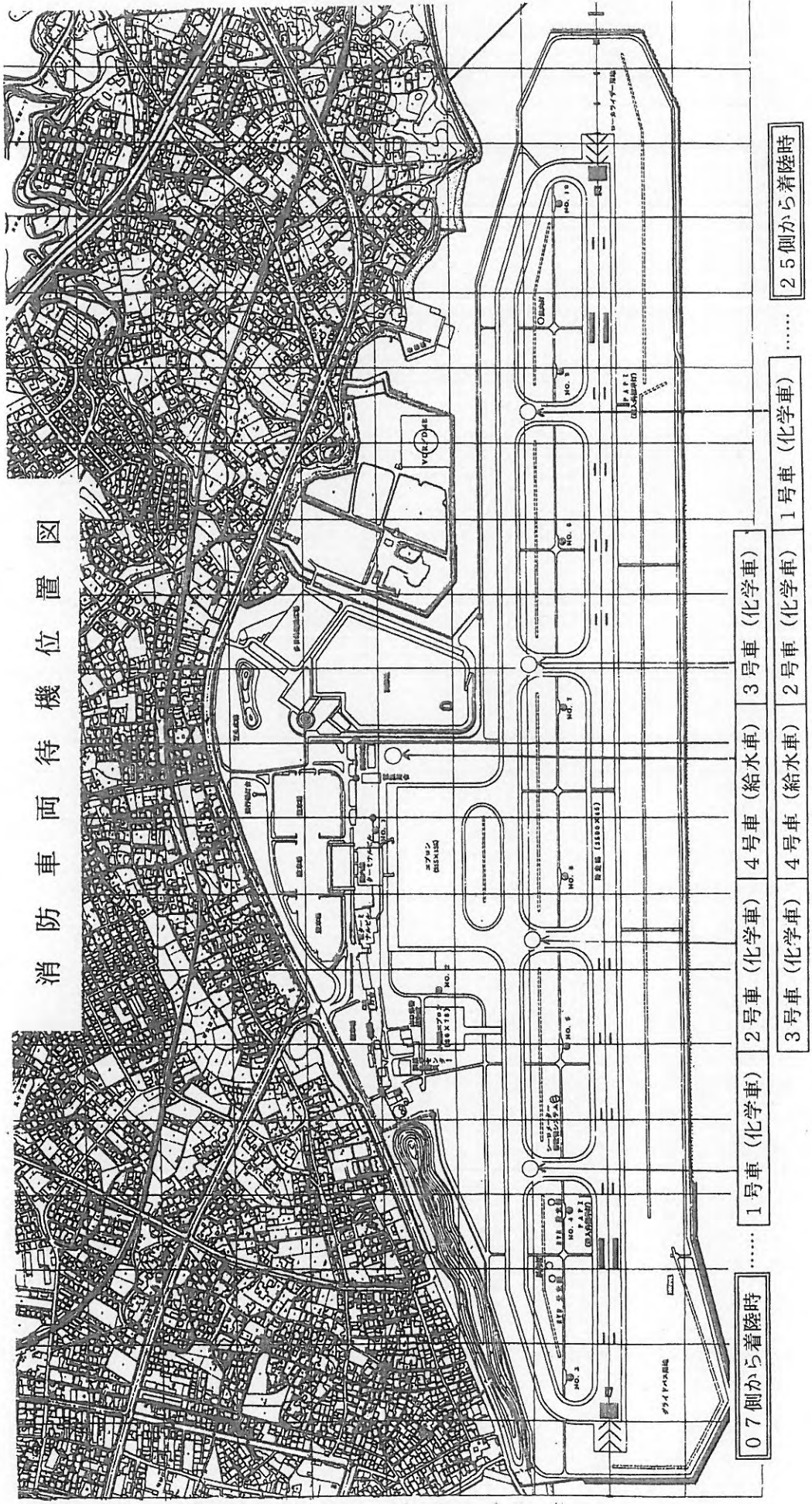
消火及び医療資器材等

<p>大型化学消防車</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所                  水積載量 12,500ℓ、放射量 6,000ℓ/分 1台                  水積載量 8,000ℓ、放射量 4,000ℓ/分 1台</p>	<p>防火衣</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所 18着</p>	<p>機体破壊器具</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所                  オノ 1個                  ハンマー 1個                  シャベル 1本                  バール 1本                  ロープ 2巻                  トビロ 1本                  シートベルトカッター 3本                  コンビネーションツール 1台</p>
<p>給水車</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所                  水積載量 17,000ℓ 1台</p>	<p>担架</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所 123台</p>		
<p>医療資器材搬送車</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所 1台</p>	<p>毛布</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所 71枚</p>	<p>水利施設</p>	<p>貯水槽 (40m<sup>3</sup>) 10基</p>
<p>消火器</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所                  〔 (大) 1本                  (小) 23本                  全日本空輸(株)山口宇部空港所 (大) 1本                  (株)日本航空インターナショナル山口宇部空港所 (大) 1本                  国土交通省大阪航空局山口宇部空港出張所 〔 (大) 3本                  (小) 20本                  福岡航空測候所山口宇部空港出張所 (小) 7本                  山口宇部空港ビル(株) (小) 82本                  山口アポロ石油(株)航空営業所 〔 (大) 3本                  (小) 13本                  日本通運(株)宇部空港営業所 (小) 3本</p>	<p>救命用器材</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所                  診療用器具セット 10台                  心電計 7台                  吸引器 3台                  蘇生器 20台                  点滴セット 10台                  救急医薬品 10箱                  山口宇部空港ビル(株)                  救急医薬品 1箱</p>	<p>土 嚢</p>	<p>山口県山口宇部空港事務所 50袋</p>





別図



消防車両待機位置図

- |          |           |           |           |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 07側から着陸時 | 1号車 (化学車) | 2号車 (化学車) | 4号車 (給水車) | 3号車 (化学車) | 3号車 (化学車) | 1号車 (化学車) | 2.5側から着陸時 |
| .....    | 3号車 (化学車) | 4号車 (給水車) | 2号車 (化学車) | 1号車 (化学車) | .....     | 1号車 (化学車) | .....     |